令和８年度 第１回 酒田市景観審議会　議事録

日　　時：令和８年１０月９日（金）　午前１０時００分～午後０時０３分
場　　所：酒田市役所　３階　第一委員会室
出 席 者：渡部　芳久 委員、伊藤　直子 委員、三原　容子 委員、白旗　定幸 委員、
　　梅津　千恵子 委員、古川　美紀 委員、菅原　脩太 委員、村上　成起 委員、
　　平山　直人 委員　　以上９名
欠 席 者：３名
事 務 局：企画部長、都市デザイン課、総務課、環境衛生課
傍　　聴：２名
事 業 者：８名

１　開　会（10:00～）　事務局より、本審議会が酒田市景観条例第３５条第２項の規定に基づき、開催要件を満たしていることを報告。

２　あいさつ　　企画部長

３　諮　問

４　議　事（10:16～）
（１）議第１号　保存樹指定の解除について

議長	それでは、これより議事を進めます。初めに審議会の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	本日、先ほどもお話がありましたが、３件の議案が用意されております。議第１号及び議第２号につきましては、概要について市の事務局よりご説明をさせていただきます。次に、事前に各委員の皆様から質問があった事項について、事務局から回答させていただきます。その後、さらに追加で質問がありましたら、質問いただきまして、それに対して事務局で回答するという形にさせていただきます。その後、委員の皆様よりご意見をいただきたいと考えております。また、議第３号につきましては、準備書につきまして、事業者から概要の説明をさせていただきます。その後、事前に事業者宛てに委員から質問のあった事項について、事業者から回答をさせていただきまして、さらにこの場で追加の質問がございましたら、それに対して事業者から回答をさせていただきます。最後に、委員の皆様より、この準備書について意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、まず議第１号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明＜保存樹指定の解除について＞
議長	ご説明いただきありがとうございました。次に事前にいただいた質問への回答をお伝えさせていただきます。お願いします。
事務局	引き続き私の方から、事前の質問へのご回答ということで述べさせていただきます。まず、資料１ページの下段につきまして、ご質問を承っておりました。【調

	査実施】に専門業者及び樹木医（渡部佐界先生）と書いておりますが、専門業者の記載がないということですけれども、こちらの業者名は庄内園芸緑化株式会社でございます。どうも失礼いたしました。 それから続きまして、３ページ目、「さかポス」の米印でございますが、下のように米印は２つありますがミスでしょうかということで、３ページ目をご覧いただきますと、「（２）伐採に伴う対応」の「さかポス」に小さい米印を振ってございます。こちらの方は下の「さかポス」の説明に行っていただきたいという思いの米印でございました。それから次の米印というのが、（２）の一番下、「上記のほか、工事により～」というところが米印になってございます。こちらは、５今後の対応の方針の付記という意味で米印を振りました。用語の説明の米印と、本文中の注意を促す米印が混同してしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。そういった意味に受け取っていただければ幸いにございます。
事務局	よろしくお願いします。座って説明させていただきます。事前質問がありました件について、まず保存樹指定の解除についての資料２ページ目になりますけれども、道路幅員の検討に関しまして、市役所反対側の歩道幅員を計画の４．５ｍではなく２ｍか２．５ｍに変更すると、保存樹に影響なく施工できるように思われますというようなご質問でした。県側としても検討は行ったのでしょうかというようなご質問でした。これに関しましては、当該歩道、北側の歩道になりますけれども、図にもちょっと記載がありますけれども、上水道、下水道、ガスといった既存施設の既存の地下埋設物に加えまして、新たに電線共同溝、あとは図に記載はなかったんですけれども、地上部の方に電線共同溝に付随する地上機器が設置される計画となっておりますので、県との協議において歩道幅員の変更は困難であるということで確認はしております。 次に、資料３ページの記載にあります米印の部分ですけれども、街路樹の設置、市役所庁舎側を検討し、緑の確保に努めるとの記載に関して、街路樹を計画する際、当該区域の本町東大町線のみならず、市役所敷地内の国道 112 号側、旧清水屋側から続く街路樹も考慮した計画をしてほしいとのご質問でした。これに関しては、現時点で県による街路樹の整備計画はないと聞いておりますけれども、ただ周辺景観との連続性を考慮しまして、街路樹の取り扱いについては県の方と改めて協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまのご説明に、委員の皆様からご意見をお願いいたします。
委員	納得いたしました。
委員	この計画がいつできたのかっていうのがちょっと書いていないんですが、県の計画ですよね。それで目的が中心市街地の交通円滑化、歩行者の安全確保、防災機能の強化ということですけれども、交通円滑化のＢ／Ｃというのは、そういう資料はあるんですか。ベネフィットとコストの関係の調査がおそらく県側で用意してあると思うんですけれども、それに関して酒田市の方で、何か意見等具申したんでしょうか。なんとなく、今の中の口の橋の手前から今の１１２号線ぐらいまで来ているあの線が、そのままま っすぐバーンと来るような、そういう形ですごくイージーに決めているんじゃないかなっていう感じがするんですよね。というのは、これからはもう完全にシュリンクしていくという社会ですよね。本当にあれだけ広い道路できるのって。景観って１回失われると元に戻らないんですよね。今のシティーツリーはケヤキの木になっていますけども、僕が高校までいた時は、多分タブノキがシティーツリーだったと思うんですよ。今は記念樹になっていますけども。そうすると、僕が小さい時、高校まで育ってきた世界の中で、

ある１つの景観というか、自分自身の景観の、酒田を形成する景観の１つになっている。それを本当に簡単に切っちゃっていいのか。物理的に、樹木医がだめだ、計画道路でだめだって言ってますけど、その市民の酒田市に対する記憶の景観っていうものを考慮しているのかっていうことの発想からなんです。だから少しでも残せるような方向で検討していただけるんであればありがたいなというふうに思って、ご提案を差し上げたと。もう一度検討する余地ないのかと。というのは、哲学者の國分功一郎さんが、小平市の国道で２ｋｍくらいに渡って樹木をとにかく残してほしいという形で運動したんですね。それで東京都の都市計画道路だったので、じゃあどうしようかっていうふうな話で、それはやはり少し計画を変えているんですね。だからそのぐらいのレジリエンスというか柔軟性が県の方にもあってもいいし、もう少し市の方でも要望を言ってもいいんじゃないかなと。さかポスなどでやりますというふうに聞いてるんですけど、この結果を踏まえて県の方に要望してはいかがですかと。ナンバー８の図面の中の共同溝みたいなものっていうのは、既存敷設してあるものだけではなく新規に敷設するところもあるわけですよね。その辺も一緒に考えていければ、なんとか残るんじゃないかなと思っているんですね。そういう意見で、なんとかならないかなということなんです。以上です。

議長　ありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょうか。ご意見をお願いします。

事務局　では議長、私からよろしいでしょうか。

議長　はい。

事務局　今の委員からご質問のあった件、少し回答させていただければと思うんですけれども、都市計画道路自体は、すごく昔から計画線が入っていたものでございます。一度、平成２４年に変更してございます。今市役所の前に芝生になっているところがあるんですけれども、あそこがなぜ芝生かと言いますと、あそこまで都市計画道路が来ますと、この庁舎を建てる時からわかっていたところでございました。できればその時に何かしら対処するという方法もあったかもしれないんですけれども、やはり道路が将来的に来たその時に考えようということで、今まで引っ張ってしまったものなのかなと思います。この都市計画道路は、街路事業として山形県が事業主体として実施していただいているところなんですが、先ほどあったＢ／Ｃもきちんと出して実施しているところでございます。今回酒田市の方でも、この道路というのは市役所という災害の防災拠点となる場所でもございますし、港やＩＣ、消防をつなぐような、いわゆる緊急輸送道路にもなってございます。そういう意味で、電線地中化というものも、安全安心のためには必要だろうということで計画して実施している事業というふうになりますので、私どももこの樹をなんとか残せる方法はないかということでいろいろ考えたんですが、やはり専門家の方からの意見をいただくと、そこまでのリスクは負えないというか、多分できないんだろうなと。大きすぎてですね。ちょっと引っ張るんだったらどうかというのもあるんですけど、とりあえず吊らなくちゃいけないという。そういう作業がやはりどうしても行きつくところまで行ったら難しいだろうというふうに言われておりました。私から以上でございます。

議長　ありがとうございます。

委員　先ほどの事務局からの説明のとおり、計画自体は都市計画決定ということで、市の方で県とも協議して決めているというところで、交通量ですとかいろんな社

会情勢の変更もありますので、そういった中で見直しを一度行って、今回事業化になりました。事業化にあたりましては、先ほどお話にありましたＢ／Ｃ、費用対効果の面につきましては、外部委員の方も交えた公共事業評価監視委員会があり、そちらの方で事前に評価いただき事業化になっているという状況がございます。実際に事業化になった後に、幅員構成ですとか、総幅員というのは都市計画決定にもあるわけですけれども、その中で歩行空間ということで、街中ですので広めの歩道も整備することになっています。今回は防災の観点だけではなくて景観も踏まえて、電線地中化も行うこととしています。景観にも配慮した計画という基本理念がございますので、このタブノキについても残せないかというところについては、市とも一緒にいろいろ協議して、いろんなパターンを検討させていただきました。構造物のように幹の太さだけで考えれば、いろんな幅員の考え方・パターンができると思いますけども、根が土に張っているというところもありまして、掘り起こしですとか、そういったところも含めて総合的に判断し、今回の提案になったというところですので、ご理解いただければと思っております。

議長　　ご説明ありがとうございました。他の委員の方、ご意見ありませんでしょうか。
それでは、ないようですので、議第１号につきましては、一部、残すという選択肢をもう少し検討した方がいいのではないかというご意見もありましたが、審議会としましては、保存樹指定の解除に関して、残念ですが容認するということでまとめさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

委員　　（異議なし）

議長　　ありがとうございます。

議第２号　酒田市風力発電施設建設ガイドラインの変更について

議長　　それでは次に議第２号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　説明＜酒田市風力発電施設建設ガイドラインの変更について＞

議長　　ありがとうございます。
ただいま事務局より説明をいただきました。次に、事前にいただいた質問への回答をお伝えさせていただきます。

事務局　　先ほどの資料１の２の（１）の中で、対象外とした事業、法に基づくもので３つ記載がございます。その３つの中で、３つ目、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」ではないでしょうかということで、法律名が違うのではないでしょうかということでいただいております。こちらの方は、令和８年４月１日に法律の一部改正がございまして、法律の題名がここに記載の「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改正されておりますので、現状はこちらの法律名ということでご理解いただければと思います。
続きまして、資料１の２の（７）で、新旧対照表という表現で、字が違うんじゃないでしょうかとご指摘いただいているところ、こちら字が重なっておりまして、照の方の字で新旧対照表というのが正しいものでございます。申し訳ありません。こちらに訂正をお願いいたします。
続いて、資料２の４（２）①下段の文がわかりにくいということでご意見をいただいております。読み上げますと、「ただし、残留騒音が３０ｄＢを下回る著しく静穏な環境である場合、学校や病院等の施設があり特に静音を要する場合又

は地域において保存すべき音環境がある場合は３５ｄＢとし、それ以外は４０ｄＢを超えないこと。」となっておりますけれども、後半の部分の指し示す主語ですとか代名詞が分かりにくいということでご意見を頂戴しております。そこで、表現といたしましては見直しを検討しております。「ただし、残留騒音が３０ｄＢを下回る著しく静穏な環境である場合、学校や病院等の施設があり特に静音を要する場合又は地域において保存すべき音環境がある場合は、騒音レベルが３５ｄＢを超えないこととし、それら以外の場合は４０ｄＢを超えないこと。」というような表現での修正を考えているところでございます。

続きまして、同じく資料２の５でございます。「建設可能な区域」に記載の２点については、「かつ」か「又は」どちらでしょうかということで、「工業専用地域」と「海岸線から内陸部に概ね２００ｍまでの区域の一部」というのが、「又は」ということになります。そのエリアから、住宅等から５００ｍの範囲を除いた区域が、図で示されている区域となっております。現状、資料６に現行の図面と改定後の図面を記載してございますけれども、その２点の中で、いただいた質問としては２００ｍから５００ｍの変更との関係が読み取れないというところでご意見をいただいたところでございます。皆様のお手元に工業専用地域の地図もお配りさせていただいているところですが、工業専用地域単品の地図というのはなくて、用途がすべて色分けされている地図になっているかと思います。現状としては、旧地図の方は、工業専用地域については２００ｍのエリアを区切っていない地図になっていたようでして、工業専用地域としては可能な地域というようなことで、配慮で後から削るような図面になっていたところですが、なかなかわかりづらいというところで、新しい図面としては、図６で比べていただきますと、工業専用地域、そして海岸線から２００ｍ等の地域から、住宅から５００ｍ離れた部分を削った後のものというところになってございます。現行の青い部分については、工業専用地域がそのまま塗られている可能なエリアとして残っていたところですが、改定後は５００ｍを削ったものとして建設可能な区域としているところでございます。川南の部分についても、海岸線の内陸側にある部分については工業専用地域になっているところですが、そこも住宅から５００ｍ離れた部分を削った場合の、改定後の部分に縮小されるというような状況でございます。追加資料として、工業専用地域が分かるような図面ということで、用途がすべて都市計画で載っているものになりますけれども、合わせて添付させていただいております。新しい改定後のものとしては、５００ｍ離した部分を削った上で掲載をしているということでご理解をいただければというところでございます。

続きまして資料３について、米印の１、年平均風速が６ｍ／ｓ 以上であることが望ましいということから、地上高３０ｍの風力発電施設の発電規模等として１００ｋW未満が対象外になるというという理由がわからないということで、現に小規模風力でも健康被害が出ているのではないでしょうかということでご意見いただいております。この風力発電施設設置のガイドラインにつきましては、事業者が建設する風力発電施設について対象としておりまして、事業化の目安としては地上高３０ｍでの年平均風速が６ｍ／ｓ 以上であることが望ましいというふうにされております。地上高３０ｍの風力発電施設の発電規模が概ね１００ｋW程度であることから、事業化が見込める１００ｋW以上をガイドラインの対象というふうにしているところでございます。今後も、小規模風力発電施設についても情報収集を行いまして、参考にしていきたいというところでございます。

続きまして、資料３の米印の３、環境省とＮＥＤＯが５００ｍといっているから５００ｍとしたというのは、基礎自治体として怠慢ではないでしょうかということで、５００ｍでは全く足りないことを示す研究も出ていますということでご意見を頂戴しております。住宅等からの距離につきましては、検討するにあたって根拠が必要となるため、いろいろと資料を探していたところでございますけれども、公的機関であります環境省やＮＥＤＯ（国立研究開発法人新エネルギー・

産業技術総合開発機構）の資料で５００ｍというのを調査報告で使っているものがございまして、現在も使用されている環境省の再生可能エネルギー情報提供システムの方でも、陸上風力の再エネ導入ポテンシャル推計の除外条件が５００ｍとなっているようなことから、５００ｍと設定していたところでございます。資料について、今回環境影響評価法や山形環境影響評価条例など、ウェブで探して自分でプリントアウトをしていただいたということでございましたが、参考資料としてつけていただければということで、ご意見の方を頂戴しております。そちらにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。

資料２の５の３ページ、建設可能な区域について、資料を読んでもどうしても資料６の現行から改定後に至った経緯が不明なため、より詳細な説明をしていただきたいというところでご意見をいただいております。先ほど若干説明させていただきましたが、現行ガイドラインの図面につきましては、工業専用地域に色が塗られている状況、主に青い部分になろうかと思いますが、住宅から２００ｍは削っていない状況でそのまま塗られております。加えて、南側の海岸線から２００ｍの区域、このうち住宅等から２００ｍの範囲を除いた地域が色塗りされているというところでございますが、改定後の図面では、工業専用地域または海岸線から概ね２００ｍまでの区域というのを基本としまして、その区域から、住宅等から５００ｍまでの範囲を除いた区域を色塗りして、改定後のガイドラインの地域としております。ガイドラインの区域の中で一部と記載があるのは、住宅等から５００ｍの範囲を除いたものであるためでございます。

続いて、同じ資料２の５でございます。川南工業団地も可能な区域となっているように思えますが、新旧を比較すると可能な範囲が狭くなっているようですが、どこが削除されたのでしょうかということでいただいています。先ほどと同様の説明になりますが、川南工業団地も現行の図面ですと工業専用地域すべてが色塗りされているところでございますが、改定後は工業専用地域から、住宅等から距離５００ｍの範囲を除いて図面に落とし込んでおりますので、現行と比較すると範囲が狭くなっているものでございます。いただいた質問についての回答については以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただいま事前にいただいた質問への回答をいただいたわけですけども、それについてご意見ありましたらお願いします。

委員

長年赤ペンを入れる仕事してきたんで、細かいことまでごちゃごちゃ言いまして申し訳なかったと思うんですけど、今説明いただいたことで、はいはいなるほどっていうものもありますが、そうでないものも１点。資料３の米印１、米印３のところのご説明なんですけど、まず１つ目、米印１なんですが、先ほどの地上から３０ｍが望ましいっていうのは、要するに事業化が見込まれるっていう意味での目安のようなんですね。なんですけれど、実際は発電をしてそれが収支に見合うかどうかという問題だけでなくて、シンボル的に建ててしまう、そういう業者さんもあって。可愛いちっちゃい風車ですね、そういったものでも健康被害は出ているわけですので、事業化が見込まれる大きさよりもちっちゃかったら外すっていうのは、ちょっとどうなのかなというふうに思いました。それと、米印３の先ほどの説明で、環境省とＮＥＤＯでは５００ｍを根拠としているので、酒田も５００ｍにしましたって、それは基礎自治体としてどうなんですか。市民の健康に一番前線で向き合ってる自治体として責任放棄してるんじゃないかなっていうようなことで、質問させていただいたら、環境省とＮＥＤＯを根拠にするっていうのは、公的機関であると、そういう理由だというふうに今ご説明があったと思うんですけれど、環境省やＮＥＤＯ、ＮＥＤＯに関しては次のところでもまた話をさせていただこうと思うんですけど、どうしても国策として推進したいというようなことで、なんだこれはっていうような形の研究調査がされて、それが

報告書にまとめられているということがあります。それから環境省がどうのこうのっていうのもかなり古くて、その後様々な研究がなされ発表されているのにというようなこともあるんで、安易に推進したくてしょうがない環境省とＮＥＤＯの結果と同じように酒田もしますっていうのは。はっきり言って防波堤にならないと思うんですよね、基礎自治体っていうのは。その責任を放棄しているのではないかというふうに思います。そこは十分に慎重にならなくては、人々の健康はどうなるんでしょうという思いがありますので、もう１回ちょっと検討していただきたいと思っています。

議長　　ありがとうございました。他の委員の方、ご意見があればお願いします。

委員　　あの米印１に関しましては、高さ制限を３０m以上としてしまうというのは少し乱暴なような気もします。高さの関係があるなしではないような気がするとは思うんですよね。ということくらいしかちょっとわからなくて、申し訳ございません。

議長　　はい、ありがとうございました。

委員　　環境の審議会とわかれていましたよね。今のお話だと、ほとんど環境の話な気がするんですけれども、ここの場はその話まで持っていっていいのか。景観なのでどうなんでしょうかというところが私の質問なんですけれども。どうなんでしょうか。

議長　　委員からいろんな意見が出るのは、それは特にいいんじゃないかなと思います。もちろん景観審議会ですので、景観をメインにやっていただければいいんじゃないかなと思います。ありがとうございました。
　他の委員の方、いかがでしょうか。

委員　　今、健康被害とかそういった研究のお話があったんですけれども、私はそのあたりまではわからないにしても、結局行政としての基準をどこに置くかというところで、何を信じるかという基準があって、そこからこういうものができてくると理解はしているんです。その中で公的機関、国はちゃんとした省庁が出したデータを根拠にして、こういうものでどうですかっていう進め方をされているのかなと思っていて、今の委員のご指摘に沿っていろいろ再検討とかをしていると、風力発電自体を建てられないんじゃないかなと思っていてですね。結局その基準をどこに置くかでいろんな研究論文も出ている中で、じゃあ何を信じるかっていう話になるかと思うんです。だからそこを軸にしていると、どこまでいっても決まらない気がしていて。かといってそのグリーンエネルギーのエコな発電のものを、地元の民間企業の方々が投資してエネルギー開発をしようというところでなっているものだと思いますので、そのあたりの決め方をどう考えられますっていうのは逆にちょっと疑問に思ったというところでございました。おそらく今の話を論点に入れてしまうとずっと決まらないのかなという、そんな感想でございます。

議長　　ありがとうございます。

委員　　どちらを聞いていても納得というか、なるほどと思うんですね。正直なところ、どっちをとるっていう言い方はおかしいかもしれないんですけれども、そのための審議会なのかなということで、やはりいろんな意見があって初めていろんなことは決まっていくと思いますので、まずいろんな意見を尊重しながら進めていく

しかないのではないかな。結論を急ぐのか、その辺は何とも言えないんですけれども、そのための審議会なので、景観だけではなく環境の面も含めても多少はいいんではないかなと。それを含めた上での結果を出せばおのずといい結論が出るんじゃないかなと思います。漠然としたことですみません。そういった感じです。

議長　　ありがとうございました。

委員　　私も景観委員なので、この内容についてはまったくわからないです。要するに、酒田市の方でいろいろ作ってきてると思うんですけれども、いろいろ考えて作っていると私は思っているんで、基本的に私は応援しています。

議長　　ありがとうございます。
私から１点、申し上げたいことがあるんですけれども、ガイドライン２ページの下の方にある自然環境で、今回動植物というのをあえて外してしまったということなんですが、外してしまっていいものなのかということを感じまして、自然環境というのは非常に漠然とした、広い大きい概念なので、書いておかないとそのうちに形骸化して、植物も動物も見なくていいいいですよね、書いていないから、というふうになってしまわないのかなという懸念が若干ありました。コメントをさせていただきました。

事務局　　いただいたご意見についてでございますが、まず直近の、議長からいただいた動植物といった表現についてですけれども、こちらにつきましては（６）の自然環境というところに、広い意味でそういった部分も含めて自然環境に与える影響を可能な限り回避するよう十分に配慮しというところで、そういった動植物も含めた自然環境という意味合いで、自然環境に含むということでご理解いただければというところでございます。あと委員から、距離をどこに定めるかというのは議論がなかなか煮詰まらないというようなお話をいただきました。庁内の会議でも同じように実際にどこまでにすべきかというご意見も頂戴しており、長い距離の方がいいんじゃないかというようなご意見もあれば、公表されている各市町村のガイドラインを見ると、定め方としては基準としてはバラバラになっている状況で、ある程度よって決めるところというのを定めて決めるしかないということで、今回は環境省のデータを使って５００ｍとさせていただきたいというところです。ある程度のラインを決めないといつまでも改定ができないというか、２００ｍの範囲のままのガイドラインになってしまいますので、まずは経過としてはそういった状況でこれまでの検討がなされてきたところでございます。

議長　　ありがとうございました。他に何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

委員　　はい。次の議題もあるので、手短に。２００ｍから５００ｍに、２．５倍もっていうふうに思われる方もいらっしゃるかもしれないんですけど、国際的な風力発電の現在の状況から見ると、２００ｍが５００ｍになってもみんな呆れるだけだというふうな感じだと思います。ご存知だと思うんですけど、なかなかマスコミでは出ませんけれど、他の国々では数ｋｍでも短すぎる、数十ｋｍ、最近の台湾だと４０ｋｍ離すというようなことになってきています。そうしたら一本も建たないんじゃないかとおっしゃるかもしれないけど、要するにその条件に合うところに建てているのが日本以外の国々だということですので、そういったことも良かったら考えに入れていただきたいと思います。

議長　　ありがとうございました。

委員　　この議案は建設に関するガイドラインで、新旧対照表を見ますと、既存で建っている部分が削除されていますよね。例えば宮野浦の沖に３基か２基か建っているかと思うんですけれども、それがガイドラインから外されると。そこにはもう建設できないんですよっていうのはわかるんですけど、全体でいうと既存施設にはどういうふうに考えるんですかっていうのがないんですよね。それはあくまでも建設ガイドラインですよということなのか。じゃあ既存をどういうふうに考えればいいのって言われた時にどうするんですかっていうのが、多分ないんですよね。だから朽ちていくのを待つのか、それだけなのかっていうことをお聞きしたい。

議長　　お願いします。

事務局　　建設ガイドラインということで、今建っているものについてどうかというところでございますけれども、ガイドラインの一番下、附則の２のところでございますが、このガイドラインの施行の際、既に設置されている風力発電施設等及び現に本体工事に着手している風力発電施設等の設置については、このガイドラインは適用しないということで、次はリプレースできないということになります。現行のものについてガイドラインに適合しないので撤去してくださいとか、そういうところまでは言及しておらず、次に建設する場合、現行のガイドラインで、建っているものはそのまま運用していただいて、施設の耐用年数が過ぎるまで、そこまでは使ってよいというような考え方になろうかと思います。

議長　　補足説明ありがとうございました。それでは議第２号につきましては、住宅と風車におけるタワー基礎部分水平距離を２００ｍから５００ｍに変更するということで、５００ｍでも短すぎるんじゃないかというご意見が…

委員　　大変すみません、時間が押している中で。５００ｍ以内という、住宅地から離れたところというところなんですけれども、この５００ｍの範囲は住宅を今後建てられる地域は除いての５００ｍでしょうか。何を心配しているかというと、建てるよとなった後に、ここに住宅が建ったらどうなるのっていうところを、文句をつけられないかなと思っています。

事務局　　先ほどのお話と似たような説明となりますが、まずは建ったのが認知できていれば、そこから５００ｍは取りましょうというガイドラインになりますので、建ったということが認知できていれば、建てる前段階で事業者も調べると思いますので、そこは入らないようにするんですけれども、その後建ったからといって、先ほどのガイドラインの最後の部分と同じで、もう着工しているとか動き出していれば、建ててしまわれてもそこから除けるわけではない、施設の建設を止めるとか外すとかということにはならないとふうに考えています。

委員　　逆を言っているんじゃないですか。後で住宅を建てようとしたらそこに建つのかという話ではないか。

委員　　いえ、違います。今の話で。要は５００ｍ以内に風車を建てる計画の後に、ここに建てるよっていう人がいたときに、何か問題にならないようなガイドラインだったらいいなというところで。建てられる範囲以外になるのかというご質問だったんですけれど、先ほどの説明で理解しましたので大丈夫です。

議長　　よろしいでしょうか。

それでは、議第２号につきましては、住宅との距離５００ｍでいいのかどうかというご意見、それから３０m高さ制限のものをガイドラインから外していいのかというご意見、様々なご意見がありましたけれども、引き続き検討を続けてもらいたいという意見としてまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員　（異議なし）

議長　ありがとうございます。

議第３号　（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書

議長　それでは次に進みます。次に、議題３号について事業者から説明をお願いいたします。

事業者　説明＜（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書＞

議長　ありがとうございました。それでは事前にいただいた質問への回答をお伝えさせていただきます。

事業者　事前にご質問４ついただいております。まずＱ１としまして、「鉄塔の見え方」と比較した「風車の見え方」の実験では、静止した風車の写真を、部屋に集められた被験者に見せて「気になり度」と「圧迫感」の閾値を調べている。それによって出した数値が洋上風力発電の景観を判断するのに有効と考えるか。というご質問になります。これにつきましては、この実験では実際の見えの大きさと同程度になるようにスクリーンに映写した上で、被験者の反応、風車景観に対する人の感じ方を調査されていまして、その結果としまして、風車の見えの大きさを示す垂直見込角による気になり度と圧迫感の閾値を整理されております。今回の準備書では、ここで得られた垂直見込角と風車景観に対する反応に関する知見を用いて、各眺望点から最も大きく視認される風車の見える大きさがどの程度の感じ方になるのかを予測してございまして、見えの大きさの指標として用いることについては妥当であるというふうに考えてございます。また、先行する他の洋上風力発電事業の環境影響評価においてもこの指標を用いて評価がなされて、国での審査が行われている状況というふうに認識をしてございます。また、景観の予測評価におきましては、この垂直見込角と風車景観に関する知見を基にした予測に加えまして、フォトモンタージュを用いた視覚的表現により、眺望景観の変化の程度を予測しているというところでございます。

２番目のご質問としましては、発電事業者、行政関係者としまして、エネルギー担当部局、環境政策担当部局、景観審査部局、観光担当部局、関係地区の区長にヒアリングすることによって、地区住民の「苦情等」をすくい取ることが可能と考えるのか。地域内での力の優劣を含む人間関係、名前や顔が知られることによる不都合などは考慮しないのか、といった質問でございます。こちらのご質問の内容につきましては、このＮＥＤＯの報告書における記載についてでございまして、こちらについてコメントをさせていただく立場にないというふうに考えてございますので、こちらでの回答は控えさせていただければというふうに考えてございます。

ご質問内容、諸外国では騒音や景観の問題を考慮して、離岸距離が２０ｋｍ、３０ｋｍ、４０ｋｍと大きくなる傾向にある。離岸距離がわずか２ｋｍでは、打設工事や完成後の運転の際に住民の被害を被る可能性が高いと思われる。「お客さま窓口」を設けても、工事や運転を中断・中止しなければ確実な対策とならな

いだろう。諸外国の事情をどのように考えるか、という質問でございます。こちらに関してご回答させていただきます。諸外国とわが国では、自然条件や海洋エネルギー政策等が異なるため、一概に申し上げることはできませんが、本事業においては海洋再エネ整備法に基づいて、地元の関係者、国などで構成される法定協議会において決定された促進区域の中で事業を進めることが定められていまして、その区域内で我々も事業を行うものでございます。国においては、促進区域の指定において、自然条件、設備容量、航路、利用港湾、系統枠、漁業等の様々な要因を踏まえて検討して区域を定めていると我々は理解しておりまして、その中で事業を遂行するものでございます。一方で、本事業において景観の環境影響をできるだけ低減する観点から、促進区域内でも海岸線から可能な限り離隔を取った上で配置をさせていただいております。また、海岸線に沿って直線的に配置をすることで、見た目上の違和感がなくなるような緩和措置を取らせていただいてございます。

打設工事に関してもご質問がございまして、この景観審議会で議論を進めるかどうかはわからないですけど、一応お答えさせていただきますと、打設工事においても環境保全措置を講じることによりまして、工事中の騒音低減を行っております。また苦情等が発生した場合に備えて、相談窓口を設けて丁寧に対応を行っていきたいと考えています。

それでは４番目のご質問になります。オレンジ色の夕日部分が観られるならば、その周辺に風車が立っていても景観に問題はないという準備書の記述をどう考えるか。遊びや釣り、ＳＵＰ等のスポーツを楽しんでいる者にとって眼前の風車の影響は小さいという記述をどう考えるか。といったご質問でございます。この上に書いてある予測結果の記載につきましては、人と自然とのふれあいの活動の場での記載になってございます。夕日の眺望景観に関しましては、景観の項目において整理をさせていただいておりまして、問題はないという記述ではなく、こういった夕日との重なりとか、そういった記載をさせていただいているところになります。この人と自然とのふれあいの活動に関わる予測評価につきましては、現地調査の結果を踏まえまして、その地点それぞれの利用特性に応じて、予測評価を行っているというところになります。例えばキャンプ場で行きますと、夜間の静寂性が求められるといったところで、音環境の点からその人と自然とのふれあいの場の質的変化がどう起こりうるのかといったところで検討をしてございまして、海水浴場や海岸の地点につきましては、海水浴や釣り等といった利用形態が中心であるといったことを踏まえて、その場の質的変化への影響について予測評価を実施しているというようなところでございます。以上でございます。

議長　ありがとうございました。ただいまのご説明について、委員からのコメント、ご意見をお願いします。

委員　いいでしょうか。私ばかりだとちょっとと思って遠慮していたんですけど、今４点、質問に対する答えというふうにお答えいただいたんですけど、４点とも私が出したものです。最初の鉄塔の見え方の実験の問題に関しては、今回の準備書だけでなくて、ＮＥＤＯが報告書を出したのはもう８年ぐらい前の話なんですけど、方法書までは一切書いてなくて、鉄塔の見え方だけで垂直見込角っていうのを記述していたのに、今回の準備書で鉄塔の見え方と風力の見え方とっていう話が初めて登場したんです。私はすごくびっくりして、前々から鉄塔の見え方、形も違うし動かないし、しかも 40 年ぐらい前の話なんで、そんなのでいいのかっていうことを言っていたのですが、今回の準備書に初めて鉄塔の見え方と風車の見え方の比較、同じようなものだっていうような結論なんですけど、登場したので、それは一体どういう形で結果を出したんだろうと思って、ＮＥＤＯの報告書、

一応全ページではありません、１，０００ページ近いので。景観関係のところだけ読ませていただいたら、さっき本当に短く書いたところだけ紹介していただいたんですけれど、スクリーンを見て何十人かの人たちが圧迫あるかな、ないかなというような形で作った閾値、でも初めて風車について見え方を調べたということで、非常に誇らしげにいろんなところで、これをどんどん風車の関係のところで使ってください、使いましょうみたいな形になっているっていうことがわかったわけです。方法書を書くよりも前に出ていたんですけど。私としては、動いているわけでないあのスクリーンを見てどうのこうの、しかも音が出るっていうふうには書いてないですよ、私が読んだところ。読み間違いもあるかもしれませんが。それを科学的に成果が出た、結論が出た、しかもあの権威あるＮＥＤＯが、というような感じで、大丈夫大丈夫っていうことで、今回の先ほどの説明のところも、８度を下回るから大丈夫っていうような結論を住民説明会などでもお話をされているのです。今回の質問の方には書きませんでしたけど、こういう大事なテーマっていうのは世界的に関心を持たれているので、見込角がどれぐらいだったらどれぐらい影響があるかっていうのを、ＮＥＤＯはそんなふうに書きますけれど他ではどうなのかっていうことを調べている研究者もおられて、はっきり言いまして桁が違うわけです。８度なんてとんでもないというような結論になっているんですけど、そういうこともあるんだっていうことを、住民説明会でも今回でも基本的には話をされませんし、多くの新聞にも取り上げられませんので、そんなことがありますということだけは、委員の方にはお伝えしておきたいと思います。それと、いろんなところの審議会などで話題になっているのが、飛島の定期線の航路から見た写真です。飛島の定期船っていうのは、何十ｋｍか渡っていくわけですけど、そこの各ポイントからどう見えるかっていうのは全然場所によって違うわけですけど、特別影響がなさそうなところをうまいこと撮って、というかお客さんにしてみたらずっと乗っていてずっと見ているわけですけど、非常に風車の影響が少ないかなというようなポイントで、１枚だけこういうふうに上げられていて、最大１．２と大したことはないというような感じにしているっていうのが非常に問題だというふうに言われています。お客さんたち、特に飛島に初めていく人たちは、みんなデッキに行って、飛島の景色が刻々と変わるのを見ながら行かれる方が多いそうで、そういう中で、もう少し場所が違うと風車が鳥海山をとんでもなく邪魔するような形の写真になっている。そういうことは必ず住民説明会などでは言わないっていうところが、特に景観の問題としては大きいなと思っております。また何かご質問とかありましたら、答えられることは答えます。

議長　　ありがとうございます。

委員　　風車というのはライフラインの一つですよね。それを言いますと、ガスタンクからカントリーエレベーターから、鳥海山を邪魔するからすべてダメになるという話になってしまいます。景観というのは見る場所からもありますし、見る人のも視点もありますし、考え方もありますし、鳥海山があって海があって、風車があるから綺麗だという人もいるわけです。例えば、前もお話ししたことあったんですけども、オランダの風車、あれはもともとライフラインですよね。生きるために人が作ったもの、今はそれが景観となっております。なので一概に、今飛島の航路の話もありましたけど、ここからもここからもここからもいるってなったら、じゃあ飛行機から見たらどうなんだみたいな話になっちゃうわけですよね。その辺は折り合いをつけて考えていかないと、すべてただ自然でいいままになってしまいますよね。その辺も考慮しながら、やっぱり景観っていうのは考えていかなきゃならないんじゃないのかなと私はそう思います。意見でした。

議長	ありがとうございました。他にご意見ありませんでしょうか。 私から一言言いますと、先ほどの委員の、根拠としてあったのが昭和５６年とか１９８１年っていう、もう４５年前のガイドラインで、その間何か新しい知見はなかったのかっていうことをお伺いしてもよろしいでしょうか。
事業者	長らくその鉄塔の基準が用いられてきたようなところでございまして、環境省の技術的ガイドラインの方でもそういった鉄塔の指標が使われているところでございます。今回、ＮＥＤＯというところで出されているわけですけれども、こちらの趣旨としましては、推進という立場というよりは、風車における環境影響の実態を把握した充分な知見資料がないことを背景に、垂直見込角と風車景観の反応に対する調査検討が行われまして、有識者で構成される技術委員会の助言を踏まえて取りまとめられたものであるというふうに理解をしているところでございます。ご質問の趣旨としましては、長らく鉄塔が使われてきたというようなところでございます。
議長	洋上風力もだいぶ前から日本で建てられていると思うんですけれども、それに関して全然新しい知見がないっていうのは、非常に不思議な感じがします。何かやっている人がいて、あるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺は調査されなかったんでしょうか。
事業者	ありがとうございます。風力発電機、これが環境影響評価法の対象になってから、まだ実は１０年ちょっとしか経っておりません。それから初めて景観というのをアセスの中で、風力発電がアセスとして使われるようになった。それから数年経って、いろいろとお話いただいたように、そういったところの問題意識があって、先ほども紹介ありましたけれども、このＮＥＤＯの方の成果報告で８年前にこういった成果が出されてきた。そういったところでございます。
委員	何度もすみません。これはすでに事業者さんへの質問書、意見書の方でだいぶ前に書いたものなので、皆さんご存知だとは思うんですけど、現在理系の論文などは、ほとんど無料でパソコンで見ることができるものが大部分です。全くの素人なので、検索ワードを入れてどれぐらい私が最新の研究を把握できるかっていうのは大いに疑問があるんですけど、１つだけこんな研究もありますということだけご紹介しておきたいと思います。これは準備書の段階ぐらいでもう出たものですけど、２０２３年の１０月に出た、「洋上風力発電施設の景観シミュレーションによる視覚的影響範囲と視覚的影響の大きさに関する研究　北海道石狩市沿岸の洋上風車の視覚的影響評価」っていうのが、日本都市計画学会の論文集に載っております。結論だけ申し上げますと、１９８１年に作成された、さっきおっしゃった鉄塔の見え方、これは鉄塔の高さを７０ｍで調査してるいんですけど、鉄塔の見え方、景観対策ガイドライン案の基準を洋上風車に用いることは適切とは言えないという結論が出ています。こうやって少しずつ、この人たちは主にイギリスの手法を取り入れて研究されているんですけど、こうやって日々いろんな研究成果が出るにも関わらず、方法書の段階まで鉄塔の見え方で一点張りできて、例えば私が意見書を出す中で鉄塔の見え方ばっかり使ってなんだっていうことを言ったら、そしたら鉄塔の見え方でないものをなんとか持ってきて、ＮＥＤＯの報告書に載せて、ほら鉄塔の見え方はこうで風車はこうでほら大丈夫っていうような感じにされたんじゃないかという思いが私はあるわけです。もう少し細かく見ていけば、この研究をされた方、あるいはその周辺の方々も、こういった様々な新しい見地を発表されているのではないかと思うので、先ほども言いましたけど酒田市は基礎自治体なので、国や県がやれやれってもし言ったとしても、住民たちの暮らし、健康を守る一番最前線が市町村ですので、あんまり安易

に国や県に同調することなく慎重に、新しい見地も探りながら考えていっていただきたいなと思います。

議長　　ありがとうございました。他の委員の方、いかがでしょうか。

委員　　質問書に載せなくて大変申し訳なかったんですけれども、以前配布された景観の部分の写真なんですけれど、あれは全写真がスケール、縮尺、撮影角度とかそういうものに対して全部統一されてとっていただいた写真を添付していただいたのかという質問が１点と、先ほどから景観とはみたいなのが続いているんですけれども、このモンタージュ写真に入れていただいたように、風車が建った写真は、今ある庄内の美しい風景の中にあるという状態で、自然環境が保たれたまま風車が建ったとすれば、この美しい写真のように、大きいとか小さいとか見える角度とかというのはちょっと置いておいて、環境の美しい中に立たないとこういう写真にはならないんだろうなと思っているので、自然環境と風景は関係ないとかいうのではなく共存して、またこれからのグリーンエネルギーとしての風車と美しいこちらの風景が、共存共栄している美しい新しい観光地としていくようなことを考えてほしいなというのが、質問と意見と混ざってしまって申し訳ないんですけれども、観光資源というのもとても重要な部分ですので、エネルギーも大切なので、共存共栄を考えるような考え方を持っていただきたいなと思っていました。

議長　　ありがとうございました。観光資源とエネルギーの共存というのは、非常に重要だと思います。他に委員の方お願いします。

委員　　まず今回の事業に伴って、健康被害と自然環境への影響とか、いろいろ基準といいますか視点があるかと思うんですけど、今回景観というところなので景観のところにまず絞らせていただき、景観というのは先ほど委員からのあったとおり、個人差の価値観によると思うんです。この個人差っていうのは千差万別それぞれなので、どれを基準にしてどの基準があったからクリアするとかそうでないものだと私は思っているので、あくまでその住民の方々の理解、それも１００％って絶対に無理な話なので、そこに何％の方から、ちゃんと意見をもらって同意を得ましたから、理解を得て、それだったら私はもう進めていいのではないかと思っています。これが新しい景観を作るっていう価値観もあるかと思いますので。そのあたりの決め方はあんまり前例がないところなんで、事業者の皆様も大変苦労されているかと思うんですけども、私はそう考えておりますので。なんていうんですか、やっぱり諸外国は環境も地形も条件も変わってきますので、諸外国は諸外国、日本は日本で、日本人のその住民の方々の考えである程度これはいいよねってなったらそれはそれでいいのかなと考えます。そんな難しいことを考えていなくてもいいのではという感じです。以上です。

議長　　ありがとうございました。他の委員の方。時間も押していますが。

委員　　もう１ついいですか。また景観についてなんですけれども、ちょっと極論を言いますね。例えばですね、新宿のドヤ街みたいな、昔ありましたよね。看板がいっぱい乱立している姿がありますよね。それを懐かしいとする人もやっぱりいるわけです。酒田で言えば柳小路ですね、柳小路だって当時はボロボロで衛生的にもよくなくて壊したという経緯があるんだと思いますけれども、今となって見れば懐かしいな、あんな景観を戻したいなという人もいるわけです。景観というのは、本当に人の見方によって全然違います。それをどう捉えていくとかっていうのが酒田らしいみなとまちづくりだと思うんです。そこにどうマッチするかだと

	思うんですよね。そこに焦点を絞っていかないとハチャメチャになってしまうんじゃないのかなと思います。先ほど私がお話ししたように、本当にライフラインなんですねこれは。やるありきっていうのはよくないのかもしれないんですけれども、私から見ると例えば火力発電あたりから見る鳥海山と風車の風景は、それはそれなりにマッチしているのかなとは思います。ただ、景観の大事なスポットってあるんですよね。そのスポットからはそういうことはないように、そういうふうな考え方でいかないと、いくら経っても景観の結論は出ないと思います。ということで一意見でした、すみません。
議長	ありがとうございました。他に意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。
委員	この洋上風力も、５回か６回でだんだん飽きてきたんですけども、これは要は県の方からこの審議会に説明をしておいてくださいみたいに言われている気がして、私は黙って説明を聞いて、納得して終わりです。
議長	ありがとうございました。
事業者	先ほど、委員の方からご質問があったご意見のうち、まず１件、写真の示し方を揃えられているかといったところになります。まず単写真とパノラマがありますけれども、単写真については揃えております。パノラマについては、それぞれの見えの中で変えてございます。というのは、その広がりの中でどれぐらいの視野を、範囲をとってやるのかといったところを、なるべく大きく見せるというところで、示させていただいております。こちらは示し方を揃えますと、場所によって小さくなったりとか、見えなくなってしまうので、なるべく視野の広がりのところを示すということで、それぞれで変えてございます。２番目の、共存共栄といったところになるんですけども、こちらにつきましては、環境をなるべく配慮するようにということで、バラバラではなくて海岸に沿って配置するですとか、柔和色を使うとか、そういったところでなるべく環境にマッチするような配慮をさせていただいているのと、あとはプラスといったところでご指摘をいただきました。ご要望の中で、観光振興との連携という観点がございました。洋上風力事業の公募入札において、地域共生を提案することになってございまして、我々もその公募の中で、洋上風力が建った時に観光振興を行うということを提案させていただいています。具体的にはまだ検討中なんですが、東京の大手旅行会社さんとこの洋上風力を絡めて、いかに県外から人を呼び込んでいくか、そういうツアーとかも検討していきたいと思っています。ご指摘ご要望については深く受け止めて、この洋上風力が建った際には、観光振興また産業振興につなげられるように検討していきたいと考えています。
議長	ありがとうございました。ご意見が出尽くした頃と思いますが。
委員	この書類の方で、キャンプ場においても音の調査、短期的に利用する場合というのも、わざわざ飛行場を見に行く人もいるので、観光として宿泊を伴うので、その辺も検討してください。お願いします。
事業者	キャンプ場のところでは、音の変化がどうなるかといったところは配慮させていただいておりまして、それほど大きな変化はないというような結果になっております。
議長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。

	いろいろとご意見をいただき、本当にありがとうございました。皆様からご意見いただきましたけども、本審議会に求められていることは、準備書について市長が県知事に回答するための参考意見であることから、１つにまとめる必要はないと判断し、各委員から出された多数の意見の趣旨を取りまとめて、景観審議会の答申とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、答申書につきましては、私にご一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
委員	（異議なし）
議長	ありがとうございます。では以上をもちまして審議を終了し、進行を事務局にお渡しいたします。
事務局	議長、長時間にわたりありがとうございました。それから皆様貴重なご意見誠にありがとうございました。本審議会の答申書の写しにつきましては、後日、委員の皆様に郵送にてお送りさせていただきたいと思いますので、ご確認の方をよろしくお願いしたいと思います。なお、本日の審議会の議事録につきましても、市のホームページの方に掲載をさせていただくということで、公開をさせていただきたいと思いますので、ご承知おきいただければというふうに思います。

５　その他

事務局	最後に、その他ということで、委員の皆様から何かございますでしょうか。
委員	（なし）

６　閉　　会

事務局	ないということで、これをもちまして、本日の景観審議会を閉会いたします。皆様、長時間にわたる審議、誠にありがとうございました。

午後０時０３分　閉会